

パートナーシップ制度案

1. 制度の概要について

方式	両者が互いに日常生活において協力し合うと約したことを区長が確認した場合、パートナーシップ届を受理したことを証明するためのパートナーシップ届受理証明書を交付する。 また、公正証書を提出したカップルには別途受領証を発行する。⇒要検討(詳細は「2. 公正証書受領証について」へ)	
対象者	一方または双方が多様な性自認・性的指向のカップル	
要件	①成年 ②独身であること ③双方が区内在住、一方が区内に居住で一方が転入予定、または双方が転入予定 ④当事者以外とパートナーシップ関係にないこと ⑤近親者でないこと	
必要書類	①パートナーシップ届 ②住民票抄本 ③戸籍謄本(外国人の場合は独身であることの公的な証明+訳文) ※転入予定者については「口頭」で豊島区への転入意思を確認し、受付票(期限 3 カ月)を発行する。受付票の期限は相談により延長可能とする。転入後、パートナーシップ届受理証明書を交付する。	
本人確認	官公署発行のもので写真付きならば 1 点、写真付きでなければ 2 点	
交付申請場所	豊島区男女平等推進センター	
届出の流れ	①届出日の事前予約(電話) ②予約日に来所し必要書類を提出し届出(届出をする2人が来所する必要あり) ③後日再度来所しパートナーシップ届受理証明書を交付(届出をした2人のうち一方の来所で受取可)	
発行物	双方が豊島区民	①パートナーシップ届受理証明書②(希望があれば)携帯用カード ③(公正証書を提出した場合)公正証書受領証明書
	一方または双方が転入予定	①受付票
届出の取消事由	①虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ届出をした場合 ②パートナーシップ届受理用証明書等の交付物を不正に使用した場合	
交付物の返還事由	①パートナーシップ関係を解消した場合②一方が死亡した場合③どちらか一方または双方が豊島区外に転出した場合 ④上記以外にパートナーシップ届出の要件を満たさなくなった場合 ⇒返還はどちらか一方の意思で行えるものとする	

届出とは: 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む)をいう。

受理とは: 行政庁その他公の機関が、みずからに対してなされた届出、申請等の表示行為を有効なものとして受領すること。表示行為の単なる到達や受付(文書の收受等)とは異なる。

2. 公正証書受領証の交付の有無について要検討

(1) パートナーシップ制度における公正証書とは

制度利用者双方のパートナーシップ関係を証明するために作成されるもの。渋谷区では「合意契約書(※1)」と「互いを任意後見人と定めた登記済みの公正証書(※2)」の提出が必須、中野区では任意で提出ができる。

(※1)二人が共同生活を営むに当たって、区が定める事項を含めた当事者間の取り決めについて明記された公正証書。1万円程度費用がかかる。

(※2)二人が相互に相手方を任意後見受任者の一人とする公正証書。登記が必要。4万円程度費用がかかる。

(2) 公正証書受領証とは

パートナーシップ制度のメインとなる「宣誓」「届出」等に加えて、公正証書を提出した利用者を受領の証明として交付するもの。

先行自治体では中野区のみが導入している。メインの「宣誓」をせずに公正証書の提出だけを行うことはできず、オプションのような位置づけとされている。

※渋谷区の「証明」制度では、制度利用の提出書類に公正証書があらかじめ含まれている。

(3) 公正証書受領証の交付によるメリット

メリット1 メインとオプションを分けて制度を作ることで、利用者を選択の幅を与えることができる

⇒公正証書の作成は時間と高額な費用がかかるため、公正証書の提出を必須としている渋谷区の証明制度はハードルが高いとの声がある。

メリット2 公正証書を提示する場面で代用ができる(可能性がある)

⇒住宅ローン等の申請等の際、事業者を確認必要項目以外も見られてしまうことを避けたいという声がある。

⇒みずほ銀行は渋谷区の証明書を提示することで公正証書の提出を省略している。ただし、中野区を受領証はまだ認められていない。

(4) 公正証書受領証を交付についての懸念事項

懸念事項 公正証書受領証を利用できる場が確定されていない

⇒今後、事業者等の方針変更、自治体からの働きかけにより利用できるサービスが増加する可能性はあるが、現時点では確認できていない。

(5)当事者の方からのご意見

- 公正証書という制度があることの周知にはなるのではないか。
- 法的に問題がなければ受領証を発行することについては、反対するものではない。

- 公正証書を提示することに抵抗があるという声を耳にしたことはない。
- 実際に受領証が発行されて、使用できるのか疑問。
- これを作ることで利便性が高まるなら良いと思うが、使用場面は思いつかない。
- これを作ったけれど使用できないという可能性があるのではないか。
- 一般的に公正証書自体が浸透していない中で、その受領証の必要性についての認識はないのではないか。
- 一般的に事業者が何らかの貸付等を行う場合、原本を確認しないで対応するということは考えにくいのではないか。

【参考】他自治体の制度との比較

	届出	登録	証明	宣誓
他自治体	無(豊島区が初)	那覇市	渋谷区	世田谷区、伊賀市、宝塚市、札幌市、福岡市、大阪市、中野区
概要	区長にパートナーシップ届を届け出し、区はパートナーシップ届受理簿に記載し、パートナーシップ届受理証明書を交付する。	市長に申請し、市はパートナーシップ登録簿に登録し、登録証明書を交付する。	区長に申請し、区は審査後にパートナーシップの関係であることを記載した証明書を交付する。	パートナーシップ宣誓書を区長に提出し、区は宣誓書の写しとその受領証を交付する。
添付資料	・本人確認書類 ・戸籍謄本 ・住民票抄本	・本人確認書類 ・戸籍抄本 ・住民票抄本	・本人確認書類 ・戸籍謄本 ・合意契約書 ・互いを任意後見人と定めた登記済みの公正証書	・本人確認書類 ・戸籍抄本 ・住民票抄本等
コスト	無	無	約5万円(公正証書作成費用)	無
民間サービスでの効力(★)	住宅ローンの申請	×	○	×
	住居賃貸契約	○	○	○
	病院での提示	○	○	○
公正証書受領証オプションの有無	要検討	無		中野区のみ有
採用しない理由		「登録」という言葉を用いると二人の関係の証明が継続するという印象を与えるが、継続的な証明を行うことは行政としては困難であるため。(法規 G より指摘あり)	「証明」の形式を採用した場合、上記程度の添付資料が裏付けとして必要となるが(弁護士に確認)、利用者の費用負担が大きくなり、利用者が限定される懸念があるため。	「宣誓」という言葉がカミングアウトを連想させるというご意見があったため。 ※宣誓…多くの人の前で自分の決意や誠意を示すため、誓いの言葉を述べること。(出典:三省堂 大辞林)

(★)民間サービスに対する効力を持つ可能性があるものも含む。